

## 第5 交通公害

### 1 交通公害の概要

#### (1) 概要

自動車、鉄道、航空機等による交通が、私たちの生活に不可欠なことは言うまでもありません。これらの交通の発達は、人口の都市集中と物流の飛躍的増大など多くの社会的効用を生み出した反面、大気汚染や騒音・振動などの交通公害を引き起こし、大きな社会問題となりました。

本市では、幹線道路の中国自動車道、国道176号が東西に走り、一部の地域で問題を生じています。また、鉄道についても、運行本数の増加や高速化による騒音、振動の苦情が発生しています。

#### (2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気の質、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

| 地域の区分  | 基準値      |          |
|--|----------|----------|
|  | 昼間       | 夜間       |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                       | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

- (注) 1 昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌日の午前6時  
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域  
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域  
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域  
 5 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線道路に近接する空間については、次表に掲げるとおり

| 基準値   |          |
|---|----------|
| 昼間  | 夜間       |
| 70デシベル以下  | 65デシベル以下 |
| <b>備考</b><br>個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。 |          |

振動については、環境基準は設定されていませんが、自動車騒音、道路交通振動については、要請限度（「自動車騒音の限度を定める省令」及び「道路交通振動の限度を定める省令」）が定められています。

### (3) 要請限度

自動車騒音や道路交通振動が総理府令等の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています。また、必要があると認められるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができるものとされています。

#### 自動車騒音の限度

| 区域の区分   | 時間の区分  |        |
|---|--------|--------|
|   | 昼 間    | 夜 間    |
| a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域                      | 65デシベル | 55デシベル |
| a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域                       | 70デシベル | 65デシベル |
| b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域うち車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル | 70デシベル |

備考) a 区域 専ら住居の用に供される区域  
 b 区域 主として住居の用に供される区域  
 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域  
 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る限度は、昼間75デシベル、夜間70デシベル

#### 道路交通振動の限度

| 区域の区分 | 時間の区分  |        |
|-------|--------|--------|
|       | 昼 間    | 夜 間    |
| 第一種区域 | 65デシベル | 60デシベル |
| 第二種区域 | 70デシベル | 65デシベル |

備考) 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域  
 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

## 2 交通公害の現況

### (1) 自動車騒音

市では、東西交通の大動脈である中国自動車道や主要幹線道路の国道176号などで自動車騒音の調査を実施しています。

平成23年度は、市内2地点で測定を実施し、道路近傍地点2地点で環境基準未達成でした。

自動車騒音調査結果

単位：d B

| 調査地点   | 用途区域区分  | 時間<br>区分 | 近 傍 | 背後地 |
|--------|---------|----------|-----|-----|
| 対象道路   | 類型一車線数  |          |     |     |
| 栄町     | 市街化調整区域 | 昼間       | 70  | —   |
| 国道176号 | A - 4   | 夜間       | 67  | —   |
| 口谷東    | 市街化調整区域 | 昼間       | 73  | —   |
| 国道176号 | A - 4   | 夜間       | 71  | —   |

#### ア 面的評価

面的評価は、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数及びその割合を把握するものです。等価騒音レベル（LAeq）とは、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもので、人の感じる感覚的なうるささとの対応が良く、国際的にも広く採用されています。

平成23年度は、国道176号で2地点の実測値をもとに面的評価を実施しました。その結果を次表に示します。

#### 面的評価結果

|        | 評 価 区 間 |         |          | 車線数 | 環境基準達成率% |      |
|--------|---------|---------|----------|-----|----------|------|
|        | 始 点     | 終 点     | 延長<br>km |     | 昼間       | 夜間   |
| 国道176号 | 栄町3丁目   | 宮の町     | 0.9      | 4   | 73.2     | 72.6 |
|        | 山本野里1丁目 | 山本野里3丁目 | 1.0      | 4   | 73.6     | 58.4 |

### 3 交通公害防止対策

#### (1) ノーマイカーデーの実施

##### 1) 実施の経緯

阪神地域では、平成3年度に神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び本市の6市による「阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会」を設立し、11月20日を「阪神地域ノーマイカーデー」として6市の協力による運動を開始しました。平成4年度からは川西市も加わり、7市の協力による運動を展開しています。さらに、平成5年度からはノーマイカーデーを毎月20日とし取組を拡張しました。

##### 2) 目的

都市部においては、大気汚染や騒音等、自動車に起因する公害問題は重要な課題となっています。また、自動車は、通常、化石燃料を燃やして走るため、温室効果ガスを排出し、地球温暖化の原因の一つとなっています。このため、自動車を使用利用する一人ひとりの、自動車公害及び地球温暖化防止に対する意識の高揚を図りマイカー通勤の自粛や自動車使用の合理化、アイドリングストップをはじめとするエコドライブ等、具体的な行動を喚起するため、ノーマイカーデーを実施します。

##### 3) 取組方針

阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会では、交通量調査を実施する他、各市の実情に応じた取組を行うこととしています。

##### 4) 本市での取組（平成23年度）

| 区 分          | 取組の名称                | 内 容                            |   |                                  |
|--------------|----------------------|--------------------------------|---|----------------------------------|
|              |                      | 実 施 時 期                        | 実 施 場 所   | 備 考                              |
| 広報・街頭キャンペーン等 | 市広報掲載                | 6月号                            |   |                                  |
|              | ポスターの掲示              | 6月                             | 公共施設等   |                                  |
|              | 啓発用ティッシュペーパー・花の種等の配布 | 8月20日                          | 未広中央公園  | サマーフェスタに併せて実施<br>市民環境フォーラムに併せて実施 |
|              |                      | 12月3日                          | 東公民館  |                                  |
|              | 常 時                  | 環境政策課窓口                        |   |                                  |
| 公共施設、事業所への啓発 | ポスターの掲示、ティッシュの配布     | 適 宜                            | 市内公共施設等   |                                  |
| 調 査          | 交 通 量 調 査            | 6月13、20日<br>-----<br>12月13、20日 | 市内2地点<br>明石神戸宝塚16号線(野上2丁目)<br>市道1047号線(中筋山手4丁目) |                                  |

5) 交通量調査結果

6月のノーマイカーデーについては6.7%減少、12月は4.6%減少しました。

① 平成23年6月13日（曇）・同6月20日（曇のち雨） 午前7：00から午前9：00

交通量調査地点 ア 県道明石神戸宝塚線（野上2丁目交差点西側）

イ 市道1047号線（中筋山手4丁目バス停）

| 位置 | 6月13日 |     |       | 6月20日 |     |       | 増減   |        |
|----|-------|-----|-------|-------|-----|-------|------|--------|
|    | 上り    | 下り  | 合計    | 上り    | 下り  | 合計    | 台数   | 率      |
| ア  | 500   | 651 | 1,151 | 496   | 730 | 1,226 | 75   | 6.5%   |
| イ  | 555   | 812 | 1,367 | 423   | 701 | 1,124 | -243 | -17.8% |

② 平成23年12月13日（晴）・同12月20日（晴）午前7：00から午前9：00

| 位置 | 12月13日 |     |       | 12月20日 |     |       | 増減   |        |
|----|--------|-----|-------|--------|-----|-------|------|--------|
|    | 上り     | 下り  | 合計    | 上り     | 下り  | 合計    | 台数   | 率      |
| ア  | 517    | 739 | 1,256 | 449    | 666 | 1,115 | -141 | -11.2% |
| イ  | 646    | 859 | 1,505 | 628    | 890 | 1,518 | 13   | 0.9%   |

